



○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年 8月26日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 申請のあった年月日

平成14年 8月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 遊び塾with you-with me

3 代表者の氏名

秦 健 二

4 主たる事務所の所在地

小県郡真田町大字本原19番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもとその親に対して、心と体の健全育成に関する事業を行い、週休2日の余暇を自然の中で過ごし、そこから生まれる思いやりのある子どもの育成に寄与することを目的とする。

生活文化課

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年 8月26日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

## 1 申請のあった年月日

平成14年 8月16日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 南アルプス研究会

## 3 代表者の氏名

小 澤 陽 一

## 4 主たる事務所の所在地

伊那市大字伊那部1687番地 4

## 5 定款に記載された目的

この法人は、山村を文化的創造物と位置づけ、山村の維持に向けて、地域資源を利用した地域内循環システムに基づく、自立的で循環的な地域づくりを目指し、資源の恒久的存続と社会福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課

## ○公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10に規定する講習を次のとおり実施する。

平成14年 8月26日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 講習の日時及び場所

次の表のとおりとし、講習時間はそれぞれ午前9時30分から午後5時30分までとする。

開催日		場 所		
		消火設備	避難設備・ 消火器	警報設備
平	10月8日(火)	長野市 サンパルテ山王	長野市 サンパルテ山王	
	10月9日(水)	長野市 サンパルテ山王	長野市 サンパルテ山王	
	10月10日(木)	松本市 松本勤労者福祉 センター	松本市 松本勤労者福祉 センター	
成	10月11日(金)	松本市 松本勤労者福祉 センター	松本市 松本勤労者福祉 センター	
14	10月15日(火)			長野市 サンパルテ山王
	10月16日(水)			長野市 サンパルテ山王
年	10月17日(木)			松本市 松本勤労者福祉 センター
	10月18日(金)			松本市 松本勤労者福祉 センター

(注) 各講習区分に応じて、受講票により通知するいずれかの開催日に受講すること。  
 なお、同一開催日に2講習区分を実施する場合は、法令関係は合同で実施し、  
 工事関係は各講習区分ごとに分かれて実施するものとする。

2 講習対象者

講習は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げる者について行う。

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類
消火設備	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第2類の甲種消防設備士 及び乙種消防設備士並びに第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士

警報設備	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第7類の乙種消防設備士
避難設備 ・消火器	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第6類の乙種消防設備士

### 3 講習科目

消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目（昭和49年消防庁告示第2号）第2に定めるとおりとする。

### 4 受講申込み

- (1) 提出書類 消防設備士義務講習受講申請書
- (2) 受付期間 平成14年9月2日（月）から9月20日（金）まで  
（郵送による場合は、簡易書留とすること。）
- (3) 提出先 〒380-0836 長野市大字南長野字幅下688-2  
長野県婦人会館 2階  
社団法人 長野県消防設備協会 電話 026-234-3218

### 5 手数料

手数料（7,000円）は、長野県収入証紙により納付すること（申請書に貼って、消印をしないこと。）

### 6 その他

- (1) 講習当日は、消防設備士免状を持参し、受付に提出すること。
- (2) 講習当日の受付は、午前9時00分から9時20分までとする。
- (3) 申請書用紙の交付の請求及び講習についての問い合わせは、長野県危機管理室危機管理・消防防災課、最寄りの地方事務所総務課、消防本部若しくは消防署又は社団法人長野県消防設備協会にすること。

危機管理・消防防災課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年8月26日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
綿半ホームエイド諏訪店  
諏訪市上川3-2391ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
(株)綿半ホームエイド  
長野市南長池205
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
(株)綿半ホームエイド  
長野市南長池205
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成15年5月20日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,915平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 275台
  - (2) 駐輪場の収容台数 34台
  - (3) 荷さばき施設の面積 141平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 159立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時30分  
閉店時刻 午後8時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時から午後8時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 6か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前7時から午後9時まで

8 届出年月日

平成14年7月31日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

10 縦覧の期間

平成14年8月26日から平成14年12月26日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）

様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

産業振興課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年8月26日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ軽井沢店

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字野沢原1323-1002ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)マツヤ

長野市大字三輪荒屋1180-1

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
(株)マツヤ	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時 (年間60日 午後9時)	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

4 変更する年月日

平成14年 8月15日

5 届出年月日

平成14年 8月 2日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成14年 8月26日から平成14年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日付け12産振第137号)  
様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年 8月26日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ臼田店

南佐久郡臼田町大字田口5566ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)マツヤ

長野市大字三輪荒屋1180-1

## 3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
(株)マツヤ	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時 (年間60日 午後9時)	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

## 4 変更する年月日

平成14年 8月 9日

## 5 届出年月日

平成14年 7月23日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

## 7 縦覧の期間

平成14年 8月26日から平成14年12月26日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5月19日付け12産振第137号）  
様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

産業振興課



## ○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年 8 月26日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ南佐久店

南佐久郡八千穂村大字畑3804- 1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)マツヤ

長野市大字三輪荒屋1180- 1

## 3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
(株)マツヤ	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後 8 時 (年間60日 午後 9 時)	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

## 4 変更する年月日

平成14年 8 月 8 日

## 5 届出年月日

平成14年 8 月 2 日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

## 7 縦覧の期間

平成14年 8 月26日から平成14年12月26日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5 月19日付け12産振第137号）

様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年8月26日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ上田中之条店

上田市大字中之条字大長田390-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

中 沢 要 作

上田市大字中之条683

田 中 順 一

上田市大字中之条304

田 中 利 夫

上田市大字中之条608

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,002㎡

(変更後) 1,715㎡

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
(株)マツヤ	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時 (年間60日 午後9時)	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

## 4 変更する年月日

3の(1)については、平成14年6月28日

3の(2)については、平成14年8月3日

## 5 届出年月日

平成14年7月19日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課

## 7 縦覧の期間

平成14年8月26日から平成14年12月26日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）  
様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課

産 業 振 興 課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年8月26日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東部中央ショッピングセンター

小県郡東部町大字田中字城ノ前705-1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)ジャスティン

長野市大字三輪荒屋1180-1

## 3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
(株)マツヤ	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時 (年間90日 午後9時)	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

## 4 変更する年月日

平成14年8月3日

## 5 届出年月日

平成14年7月19日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課

## 7 縦覧の期間

平成14年8月26日から平成14年12月26日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)  
様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課

産業振興課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年 8月26日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハイランドシティ松本

松本市双葉358-1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオン(株)

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

## 3 変更しようとする事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
イオン(株) (株)タカギフーズ (株)山忠 (株)ピー・ピーエス (株)堤治 (株)藤屋 (株)タカラブネ (株)田多井薬局 樋口悦男 (株)のぐち (株)ジェムコインターナショナル (有)サンマルコ (株)ムカイ エステール(株) (株)リオチェーン (株)三貴 (株)キング (株)クリエイティブヨーコ	開店時刻 午前10時 (年間90日 午前9時) 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

(株)ロクサン  
 (株)ジュリー金賞堂  
 (株)オオシマ  
 (株)キムラタン  
 (株)リオ横山  
 (株)タカキュー  
 (株)大谷  
 丸高衣料(株)

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前9時30分から午後9時30分まで 〔年間90日 午前8時30分から午後9時30分まで〕	午前8時30分から午後10時30分まで

## 4 変更する年月日

平成14年 5月21日

## 5 届出年月日

平成14年 5月 9日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

## 7 縦覧の期間

平成14年 8月26日から平成14年12月26日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5月19日付け12産振第137号）  
 様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年 8月26日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

安曇野ショッピングセンター

南安曇郡三郷村大字温2716-1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)安曇野ビルディング

南安曇郡三郷村大字温2716-1

## 3 変更しようとする事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
イオン(株)	開店時刻 午前10時 (年間120日 午前9時) 閉店時刻 午後10時	開店時刻 午前10時 (年間120日 午前9時) 閉店時刻 午前0時

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前9時30分から午後10時30分まで 〔年間120日 午前8時30分から午後10時30分まで〕	午前9時30分から午前0時30分まで 〔年間120日 午前8時30分から午前0時30分まで〕

## 4 変更する年月日

平成14年 8月10日

## 5 届出年月日

平成14年 8月 7日

- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間  
平成14年 8月26日から平成14年12月26日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日付け12産振第137号)  
様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産 業 振 興 課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年 8月26日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ジャスコ新白馬店  
北安曇郡白馬村北城1007
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
イオン(株)  
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
- 3 変更しようとする事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻



小売業者	変更前	変更後
イオン(株) ジャスコ(株) 飯沼亀芳 (株)カワカミ	開店時刻 午前10時 (年間120日 午前9時) 閉店時刻 午後9時 (年間180日 午後10時)	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時30分(年間120日 午前8時30分)から午後9時30分(年間180日 午後10時30分)まで	午前8時30分から午後11時30分まで

## 4 変更する年月日

平成14年 8月 1日

## 5 届出年月日

平成14年 7月22日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県北安曇地方事務所商工建築課

## 7 縦覧の期間

平成14年 8月26日から平成14年12月26日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日付け12産振第137号)  
様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県北安曇地方事務所商工建築課

産業振興課

## ○公 告

平成14年 8月19日、長野県善光寺平土地改良区の定款変更を認可した。

平成14年 8月26日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

土地改良課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年 8月26日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

- 1 都市計画の種類及び名称  
須坂都市計画地域地区（用途地域）
- 2 都市計画の図書の縦覧場所  
長野県土木部都市計画課及び須坂市役所

都 市 計 画 課

平成14年 8月26日発行 長野県報（毎週月・木曜日発行。ただし、休日の場合は翌日）  
大正2年10月16日第3種郵便物認可（購読料（送料とも）1か月2,038円）



思いやり 広がる人の和 地域の和

発 行 所 長野県総務部法規学事課印刷係  
〒 380-8570 （県庁専用番号）  
長野市大字南長野字幅下692の2  
電話 026 (235) 7061